

比較舞踊学会 規約

第1章 会 名

第1条 本会は比較舞踊学会と称する。

外国名称は（英語）は次の通りとする。

The Japan Society for Comparative Studies of Dance

第2章 目 的

第2条 本会は舞踊及び身体表現や舞踊教育を、比較的方法によって研究し、もってこの学問領域の発展に貢献することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本会はその目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- (1)学会大会の開催
- (2)講演会、研究会、舞踊講習
- (3)学術機関誌その他の出版物の刊行
- (4)その他、本会の目的を達成するための事業

第4章 会 員

第4条 会員は、本会の目的に賛同する個人または団体で、会員の推薦をうけ、理事会によって承認された者とする。また次の四種に分類する。

- ① 正会員 ② 学生会員 ③ 賛助会員 ④ 名誉会員

本学会において、多大な貢献をした会員については名誉会員に推薦できる。推薦は理事会で行い総会の承認を必要とする。

第5章 役 員

第5条 本会につぎの役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理 事 20名以内
- (4)監 事 2名
- (5)評議員 若干名（地域別、地方在勤者）
- (6)顧 問 若干名
- (7)幹 事 若干名

第6条 会長は本会を代表し、副会長はこれを補佐する。

第7条 理事は理事会を構成し、本会の運営にあたる。

第8条 理事会の決議は、全理事の過半数をもって決する。

第9条 理事会はその運営を円滑にするため、部会および委員会を設置することができる。

第10条 監事は理事の職務執行状況および会計を監査する。

第11条 評議員は地域別に選出された地方在勤者によって構成され、評議委員会を構成する。評議委員会は総会に対する理事会の提案事項を審議する。また、総会から委任された事項について審議する。

第12条 幹事は理事を補佐する。

第13条 顧問は理事会の必要に応じて、助言と協力を行う。

第14条 役員を選出はすべて正会員による。選出方法はつぎの通りとする。

- (1)会長……理事の互選によって選出する。
- (2)副会長…1名は会長の指名による。

若干名は理事会の推薦により会長が委嘱する。

(3)理事……正会員の投票による。

また理事の互選により、理事長、庶務会計担当理事、渉外担当理事、研究担当理事、編集担当理事、その他の役割分担を決める。

(4)監事……理事会の議を経て会長が委嘱する。

(5)幹事……理事長の推薦による。

(6)評議員……理事会の推薦により会長が委嘱する。

(7)顧問……理事会の推薦による。

第 15 条 役員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。

第 6 章 総 会

第 16 条 本会の最高の議決機関を、総会と定める。総会は正会員によって成立し、年 1 回開催する。総会は会長によって招集される。

また緊急の必要ある時、会長は臨時にこれを召集し、開催することができる。

第 17 条 総会の議決は、出席者数の 2 分の 1 以上の賛成をもって決定する。

第 18 条 ただし、会則の変更にかかわる議案については、出席者数の 3 分の 2 以上の賛成をもって決定する。

第 7 章 事 務 局

第 19 条 本会の事務局は、事務局担当理事の所属先とする。

第 8 章 財 政

第 20 条 会員は、会費として、つぎの金額を納める。

(1)正会員は年額 7,000 円

(2)学生会員は年額 5,000 円

(3)賛助会員は年額 100,000 円

第 21 条 本会は理事会の承認を経て、個人または団体からの寄付、および公的機関からの援助を受けることができる。

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 そ の 他

第 23 条 本学会の研究倫理の保持および向上のため、研究活動の不正行為に関する申立制度を設ける。

第 24 条 会則の変更は、総会における出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、決議される。

付則 1 この会則は、1989 年 8 月 5 日から発効する。

付則 2 この会則は、1991 年 11 月 25 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 3 この会則は、2000 年 11 月 25 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 4 この会則は、2001 年 11 月 10 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 5 この会則は、2006 年 11 月 25 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 6 この会則は、2007 年 10 月 27 日一部改正し、翌日から発効する。

付則 7 この会則は、2016 年 11 月 27 日一部改正し、翌日から発効する。

ただし、第 8 章第 20 条(1)、(2)については 2018 年度から施行する。

付則 8 この会則は、2019 年 10 月 6 日一部改正し、翌日から発効する。

ただし、第 7 章第 19 条および 8 章第 20 条(1)、(2)については 2020 年度から施行する。